



消 安 全 第 3 0 0 号

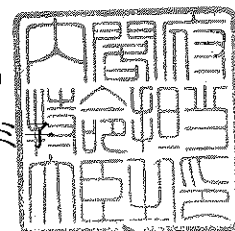
平成 22 年 12 月 28 日

消費者委員会委員長

松 本 恒 雄 殿

内閣府特命担当大臣（消費者）

岡 崎 トミ子



「自動車リコールに関する建議」についての実施状況の報告について

平成 22 年 8 月 27 日付け府消委第 197 号「自動車リコールに対する建議」について、
以下のとおり実施状況を報告いたします。

記

- 1 「国土交通省と連携して、同省が保有する情報が、消費者庁とすみやかに共有され、事故情報データベースに反映されるようにすること」について

消費者庁は、国土交通省との検討の結果、同省が保有する情報を以下のとおり事故情報データベースに反映することとしている。

- (1) 自動車の不具合による事故・火災情報（発生日、車名、事故の内容等）

年内を目途に事故情報データベースに反映する。対象は、事故発生日が 2009 年 4 月 1 日以降の全ての情報とする。

(2) 自動車の不具合情報（車名、不具合申告内容等）

所要のシステム改修を経た上で、年度内を目途に事故情報データベースに反映する。対象は、国土交通省自動車不具合ホットラインにおける受付日が 2011 年 1 月 1 日以降分のうち、生命・身体に関する消費生活上の事故情報と消費者庁が判断した情報とする。

2 「事故情報データベースにおいては、事故情報の公表が不十分であるため、運用の改善を図ること」について

消費者庁は、以下のとおり対応することとしている。

(1) 「一般消費者向けサイト」と「行政向けサイト」で情報件数、情報内容が違うことについて

両者の情報件数が違うことに関しては、一般消費者向けには国民生活センター及び各都道府県・政令指定都市の中心となる消費生活センター（いわゆるメインセンター）の情報のみを掲載していたためであり、今後、他の消費生活センター等（799 ヶ所）の情報も掲載対象とする。

具体的には、2010 年 10 月末～11 月末に実施した上記 799 ヶ所のセンター等への確認の結果、794 ヶ所を 2 月初めを目途に事故情報データベースに掲載する。残りのセンター等については、所定の手続き（個人情報保護に関する審議会に諮るなど）が必要なことから、条件が整い次第順次追加することとする。

また、情報内容の違いは、「一般消費者向けサイト」には相談を要約した情報を公開しており、「行政向けサイト」には、相談の詳細を公開しているためである。相談の詳細は相談業務に資する情報として相談員が入力し、各自治体が決裁しているものであり、相談業務への影響を留意した上で、事故の詳細等の情報提供の在り方について検討していく。

(2) 「一般消費者向けサイト」と「行政向けサイト」とともに処理結果が公表されていないことについて

処理結果については、関連する規程等の見直しやシステムの改修等必要な措置を行い、「行政向けサイト」で閲覧可能にしていく。

以 上